

■ 図表 1-4 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）」の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 概要		※ 主な改正箇所は赤字部分
第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向 法制定の背景 / 基本的な考え方（法の考え方など）		
第2 差別解消措置に関する共通的な事項	第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項	
<b>1 法の対象範囲</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者</li> <li>● 事業者 商業その他の事業を行う者全般</li> <li>● 対象分野 障害者の日常・社会生活全般が対象※ ※雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる</li> </ul> <b>2 不当な差別的取扱い</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者に対して、正当な理由<sup>※</sup>なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止 ※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合</li> <li>● 社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。</li> <li>● 不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例</li> </ul> <b>3 合理的配慮</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの（例）段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮</li> <li>● 建設的対話・相互理解の重要性（社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要）</li> <li>● 合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例</li> <li>● 環境の整備（合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等）</li> </ul>	<b>1 基本的な考え方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定（※地方公共団体等は努力義務）</li> </ul> <b>2 対応要領</b> （記載事項） 不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修・啓発	
	第4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項	
	<b>1 基本的な考え方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 主務大臣は事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、所掌する分野の特性に応じたきめ細かな対応を行う。</li> </ul> <b>2 対応指針</b> （記載事項） 不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制・研修・啓発・制度整備、主務大臣の所掌する事業分野ごとの相談窓口	
	第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項	
	<b>1 相談等の体制整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるよう取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口につなぐ役割を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。</li> </ul> <b>2 啓発活動</b> 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動／障害のある女性、障害のある子ども等への留意。	
	<b>3 情報の収集、整理、提供</b> 事例（性別・年齢等の情報含む）の収集・データベース化・提供	
	<b>4 地域協議会</b> 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化、事業者の参画、設置促進に向けた取組等	
第6 その他重要事項 必要に応じた基本方針・対応要領・対応指針の見直し等		

資料：内閣府

## 2. 障害者差別解消法の概要

ここでは、「障害者差別解消法」の概要について、「改正障害者差別解消法」や「基本方針」において新たに記載された事項等も踏まえながら説明する。

### (1) 障害者差別解消法の趣旨

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者に対して、障害者への「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止するとともに「合理的配慮の提供」を求め、これらの措置等を通じて、障害者が社会で提供されている様々なサービスや機会にアクセスし、社会に参加できるようにすることで、共生社会の実現を目指すこととしている。

### (2) 対象となる障害者

「障害者差別解消法」において対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいい、いわゆる障害の「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、「障害者差別解消法」が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないものとされている。

## 障害の「社会モデル」とは

共生社会を実現するために、障害者が直面する社会的障壁を取り除いていくという考え方は、「障害者権利条約」の理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえたものである。障害の「社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという考え方である。

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく活動できる共生社会の実現のためには、このような考え方に基づき、障害者の活動や社会参加を制限している様々な社会的障壁を取り除くことが重要である。

※ 障害の「社会モデル」に対し、障害は個人の心身の機能の障害によるものであるという考えを「医学モデル」という。

●階段しかないので、2階には上がれない

▶「障害」がある



●エレベーターがあれば、2階に上がれる

▶「障害」がなくなった!



【社会モデルの考え方】

車いすの方は、何も変わっていない  
変わったのは、あくまでも周囲の環境



「社会モデル」の考え方に基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることになる。

〈社会的障壁（バリア）の例〉

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

資料：内閣府

### (3) 対象となる事業者及び分野

「障害者差別解消法」では、行政機関等のほか、事業者も障害を理由とする差別を解消するための措置を行うこととされている。対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体が経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含む。）であり、個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども、同種の行為を反復継続する意思をもって行っている場合は事業者として扱われ、また対面やオンラインなどサービス等の提供形態の別も問わない。

分野としては、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となるが、雇用分野について